

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)	・・・ 8

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	MARUSA株式会社（法人番号：3010701009336） 代表者 佐藤 肇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区東五反田3-20-17 (本社営業所) 東京等品川区西五反田2-1-22プラネットビル3F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	メモリー観光バス株式会社（法人番号：4012701001924） 代表者 井瀧 隆太
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都東村山市久米川町5-1-40 (本社営業所) 東京都東村山市久米川町5-1-40
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月16日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社飯山観光（法人番号：6021002037221） 代表者 小林 久美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県厚木市飯山4622 （本社営業所） 神奈川県厚木市飯山4622
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社カナイ（法人番号：9030001071120） 代表者 金井 久
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡吉見町中新井42-1 (中央トラベルサービス本社営業所) 埼玉県比企郡吉見町中新井42-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月2日及び令和7年6月30日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社彩国観光バス（法人番号：1030001061161） 代表者 青木 貴彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県児玉郡美里町小茂田222-3 (本社営業所) 埼玉県児玉郡美里町小茂田902-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月20日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第46条)、(2)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(3)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年9月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年9月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社フルール（法人番号：5060001008305） 代表者 黒崎 浩一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡354-1 （本社営業所） 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡354-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年6月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250805	有限会社 みゆき商運(法人番号5012702005997)代表者:平松 美之	東京都東久留米市南町1-6-6	本社	東京都東久留米市南町1-6-6	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月12日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起・初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起・初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14
20250805	有限会社 サンワ浄化槽サービス(法人番号9050002025370)代表者:高嶋 靖尚	茨城県古河市諸川1088-1	本社	茨城県古河市諸川1088-1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年8月8日及び令和7年2月4日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
20250805	深澤商事 有限会社(法人番号3090002007759)代表者:深澤 要	山梨県南アルプス市在家塚1812-3	本社	山梨県南アルプス市在家塚1812-3	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月22日及び同年11月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20250805	南栄産業 株式会社(法人番号2010101002792)代表者:長谷川 好伸	東京都八王子市小比企町552-3	本社	東京都八王子市小比企町552-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20250812	千代田運送 株式会社(法人番号6040001041190)代表者:五十嵐 幸美	千葉県松戸市新松戸南3-150-4	町田	東京都町田市本町田2974-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年6月3日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20250818	有限会社 リバップ(法人番号3090002008971)代表者:高井 靖雄	山梨県笛吹市境川町26-3	本社	山梨県笛吹市境川町石橋27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年6月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250819	有限会社 南那須サービス(法人番号1060002014272)代表者:小池 正人	栃木県那須烏山市八ヶ代522-3	本社	栃木県那須烏山市八ヶ代字清水久保522-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
20250819	山梨重量 株式会社(法人番号1090001005154)代表者:藤枝 宏之	山梨県甲府市上曾根町2930	本社	山梨県甲府市上曾根町2930-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月11日及び同年11月6日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20250819	有限会社 伊藤運送(法人番号1040002063016)代表者:伊藤 明	千葉県八街市八街へ199	本社	千葉県八街市八街へ199	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年4月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条第1項、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	0	0
20250825	有限会社 トミタ(法人番号3090002009854)代表者:富田 和利	山梨県大月市初狩町下初狩3184-8	本社	山梨県大月市初狩町下初狩3184-8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年6月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250826	宝来物流 株式会社(法人番号5010801010852)代表者:山本 環	神奈川県横浜市鶴見区仲通1-57-2	本社	神奈川県横浜市鶴見区仲通1-57-2	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9
20250826	株式会社 小島商事(法人番号1030001040058)代表者:小島 孝	埼玉県八潮市大字八條2908-5	本社	埼玉県八潮市八條字中島2908-5	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年8月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20250826	株式会社 ロジコム・アイ (法人番号 3240001016200)代表者: 小林 雄	広島県広島市東区矢 賀新町5-7-4	北関東	栃木県足利市南大町28 1-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月18日、 監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)